

## 1. 目的

本ガイドラインでは、「創価大学障害学生支援規程」に基づき、障害のある学生および入学志願者への具体的な支援について定めます。

## 2. 支援方針

本学では、「創価大学障害学生支援規程第3条」に定めているとおり、以下の方針で支援を実施します。

- (1) 本学は、全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、本学が入学を許可した全ての学生に公平・公正な教育・研究および学生生活の機会を確保する責務を果たすため、障害のある学生への支援を実施する。
- (2) 本学は、全ての学生が自らの可能性を開花させ、社会に有益な価値を創造する人間と育つことを教育目標に掲げている。この目標に照らし、本学は、障害のある学生が障害のない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を実施する。
- (3) 本学は、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する多様性豊かなキャンパスを構築するため、障害のある学生への支援を実施する。
- (4) 本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の目的や基本ポリシーおよび授業方法ならびに合理的配慮の範囲等についての情報提供および入試における公平・公正な機会の提供に努める。

## 3. 対象者

本ガイドラインは、障害のある学生(本学に在籍する学部学生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生)および障害のある本学への入学志願者(通信教育課程を除く)を対象とします。

## 4. 相談窓口

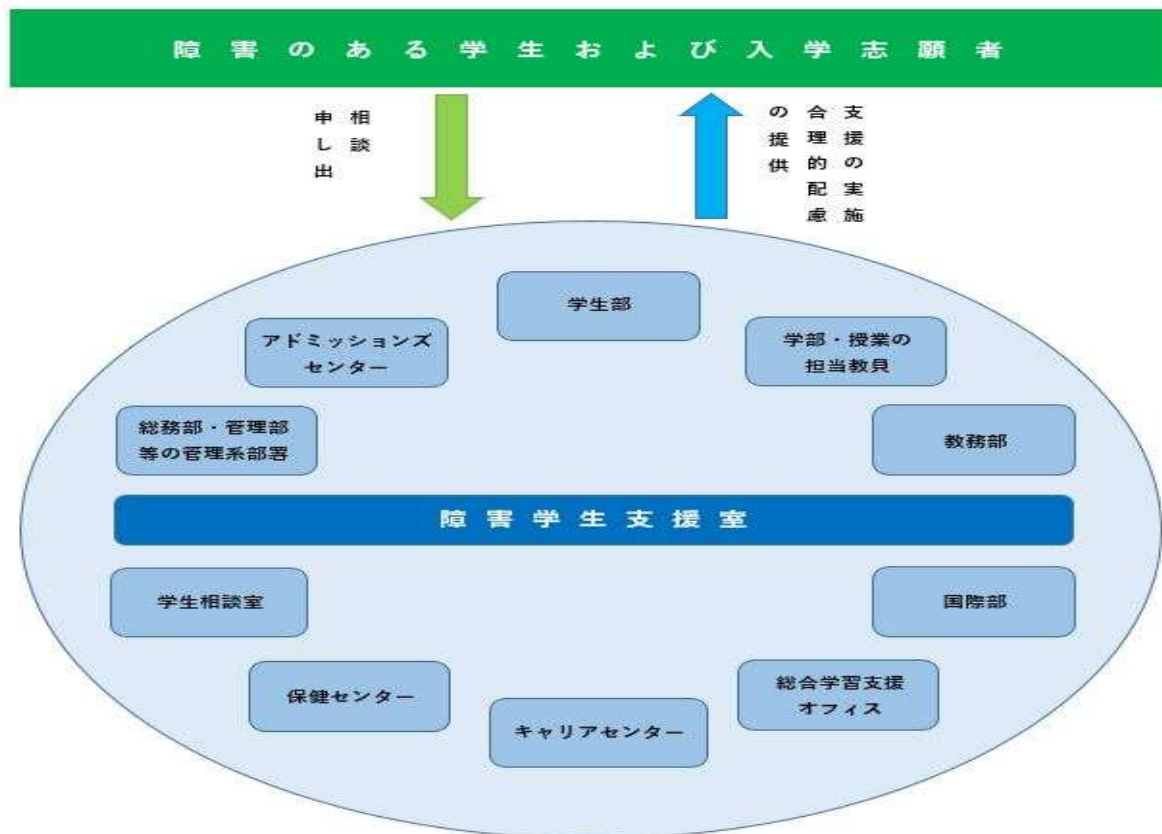
(1) 本学への入学志願者は、以下の出願先の事務室が相談窓口となります。

- ・学部 : アドミッションズセンター
- ・文系大学院 : 学事部学事第二課
- ・理工学研究科 : 理工学部事務室
- ・教職大学院 : 教職大学院事務室
- ・法科大学院 : 法科大学院事務室
- ・別科(日本語・日本文化教育センター)、学部入学志願者で外国人入試利用者 : 国際部

(2) 本学に在籍する学生は、障害学生支援室が相談窓口となります。

## 5. 支援体制

本学では、相談窓口の各部局をはじめ関係する学部、部局および教員が支援に必要な事項について連携をとり、障害のある学生および入学志願者への入学から卒業まで一貫した支援を実施します。



## 6. 障害のある学生への合理的配慮の提供の流れ

### (1) 支援の対象者

本学に在籍する障害のある学生(学部学生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生)

### (2) 合理的配慮の提供の流れ

#### ① 合理的配慮の申請

原則として障害のある学生本人からの申し出とし、障害学生支援室が受け付けます。

在籍中のいずれの時期においても、合理的配慮を申し出ることができます。授業における合理的配慮を申し出る場合は、各セメスターの授業開始日の1か月前までに申し出ると、学習がスムーズに進みます。

障害のある学生にとってどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として、申し出には医師の診断書もしくは障害者手帳等の根拠資料の提出が求められる場合があります。

また、適切な配慮を提供するために、個人情報に関する同意書への承諾が必要となります。

なお、配慮内容に変更が必要な場合があるため、セメスターごとに合理的配慮を申し出る必要があります。

#### ② 合理的配慮計画の策定

障害学生支援室は、合理的配慮の申し出に対し、そのニーズと意思を十分尊重した上で、学内の専門家や関係する教職員等と協議し、個別の合理的配慮計画を策定します。

#### ③ 合意の形成

合理的配慮計画は当該学生の合意を得て決定します。障害学生支援室は、当該学生に対して合理的配慮計画の十分な説明の機会を設け、配慮内容に関する共通理解および合意形成に努めます。

本学では、障害のある学生が社会に貢献できる自立した人材に成長することを目指しており、配慮計画についても「自分で決められる」ことを重要視します。

#### ④ 合理的配慮依頼文書

障害のある学生と障害学生支援室で合意した合理的配慮計画は、学長(又は担当副学長)、及び教務部長の決裁を経て、合理的配慮を具体的に提供する教職員に対して合理的配慮依頼文書で通知します。授業における合理

的配慮依頼文書は、原則、履修修正期間までに通知されます。

### ⑤合理的配慮の提供

具体的な合理的配慮は、障害のある学生が関係する教職員が連携・協働して提供します。合理的配慮についての相談は、随時、障害学生支援室で受け付けます。

### ⑥振り返り

当該セメスター終了後に、障害学生支援室または委託された学内の専門家等が当該学生と面談し、合理的配慮の提供の状況を把握し、必要に応じて関係者と協議を行い、その改善に努めます。

### <授業における合理的配慮の流れ>



### (3) 障害のある学生への合理的配慮の例

現在、本学が提供している障害のある学生への合理的配慮の例は以下のとおりです。この例がそのまま提供されるのではなく、申し出た障害のある学生との建設的な対話を通じて、それぞれの状況にあわせて合理的配慮が提供されます。

- ・板書等の文字の拡大
- ・拡大鏡の持参許可
- ・手話通訳、要約筆記(外部委託)の提供
- ・文字起こしアプリ(UDトーク)使用許可
- ・補聴援助システムの貸し出し
- ・視覚的な資料の用意
- ・前方の席の確保
- ・可動式椅子の利用許可
- ・車両構内乗り入れ許可
- ・レポート提出期限の配慮
- ・休憩室の利用
- ・障害学生向けの進路・就職ガイダンス実施(外部委託)
- ・障害学生向けの求人情報の提供
- ・障害学生の進路支援機関の紹介

#### (4) 障害のある学生の人数

本学では、以下のとおりに障害のある学生が在籍しております。(令和元年度の在籍数)

		視覚障害	聴覚 言語障害	肢体不自 由	病弱 虚弱	重複	発達障害	精神障害	その他の 障害	合計
障害学生数 (令和元年度)	学部(通学課程)	1	3	1	6	0	7	20	0	38
	学部(通信教育課程)	9	10	42	49	0	15	66	3	194
	大学院	0	1	0	0	0	0	1	0	2

## 7. 障害のある学生の受け入れについて

### (1) 受け入れ方針

本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の目的と基本ポリシーおよび学修の特徴等についての情報提供ならびに入試における公平・公正な機会の提供に努めます。

障害のある入学志願者は、本ガイドラインに記載されている「障害のある入学志願者への合理的配慮の例」「本学の学修の特徴」「障害のある学生への合理的配慮の例」等を参考に、本学の障害学生支援の現状を考慮した上で、本学への志願を検討して頂くようお願いします。

### (2) 支援の対象者

障害のある本学への入学志願者

### (3) 受験時の合理的配慮の提供の流れ

- ①入学志願者がオープンキャンパス・電話連絡等での個別相談をする
- ②入学志願者が出願先の事務室に事前相談をする
- ③出願先事務室は入学志願者に本学の障害学生支援の現状等について説明し、入学後の支援についての相談を受け付ける。入学志願者は、本学の障害学生支援の現状を考慮し、志願を検討する
- ④入学志願者は、出願書類の提出の前に、具体的な受験時の合理的配慮についての要望書を提出する
- ⑤出願先事務室は、入学志願者からの要望書をもとに、受験時の合理的配慮の提供内容を検討する
- ⑥出願先事務室は、入学志願者との建設的対話を通じて、受験時の合理的配慮についての合意を得る
- ⑦本学が受験時に合理的配慮の提供を実施する

### (4) 障害のある入学志願者への合理的配慮の例

現在、本学が提供している障害のある入学志願者への合理的配慮の例は以下のとおりです。この例がそのまま提供されるのではなく、申し出た障害のある入学志願者との建設的な対話を通じて、それぞれの状況にあわせて合理的配慮が提供されます。

- ・受験生への伝達事項を文書で提示
- ・監督員による筆談の対応
- ・別室受験
- ・試験時間の延長
- ・補聴器装用の許可
- ・松葉杖の持ち込み許可
- ・座布団、クッションの使用許可
- ・車いすの使用許可
- ・試験時間中の薬の服用許可
- ・水の持ち込み許可

## (5) 本学の学修の特徴

### ①教育・研究上の目的および基本ポリシー

本学では、建学の精神に基づき、教育目標およびディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、アセスメント・ポリシー等の方針を定めております。これらの方針に則り、教育・研究活動が行われます。

### ②シラバス

シラバスは、講義の方針や学習計画を学生に周知する目的で作成されます。シラバスには、科目名、科目ナンバリング、担当教員名、単位数、開講学期、授業概要、到達目標、事前事後学習の内容および授業参加に必要な学習時間、成績評価方法とその基準、使用教材、教員との連絡方法、そして毎回の授業計画等、学生が授業を受けて単位を修得するために必要な情報が含まれています。

学生はシラバスの内容を考慮して、科目選択を行いません。

### ③アクティブ・ラーニング

本学では、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学生の能動的な学習への参加を促すためのアクティブ・ラーニング型授業を積極的に実施しております。授業でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等が有効なアクティブ・ラーニングの方法として使われます。

### ④少人数教育

本学では、学生中心の教育環境を実現するため、全学部にて少人数教育を実施しています。特に入学直後に各学部で開講される初年次セミナー科目は、大学生活のスタートを順調に開始できるよう基礎的な学習方法について少人数で学びます。また語学科目、2～4年次の間に各学部で行われる演習(ゼミ)も少人数で開講されます。

### ⑤グローバル教育

本学は、2014年度文部科学省スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」の採択を受けました。将来、国際社会を舞台に活躍できる学生を育成するため、多彩なグローバル教育プログラムを実施しており、海外留学体験を積極的に推進しております。また、語学の修得においては、4技能(リーディング、リスニング、スピーキング、ライティング)の能力向上を重視しております。

### ⑥キャリア教育

本学のキャリア教育は、大学生活の過ごし方や将来の夢の具体化等の観点から、キャリアデザインを実践的に行っていくことを目的としています。

学生自身が自己管理しながら健康な生活を送れるようになること、自己理解を深め自己決定ができるようになること、卒業後の進路決定のために必要な力を身に付けること等の努力が必要不可欠となります。

※上記の授業方法については、科目により該当しない項目もあります。

## 8. 合理的配慮の提供についての基本的な考え方

本学は、障害のある学生および入学志願者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めます。

社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認められるか否かについては、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断がされます。

- (1) 本学の事務・事業・教育への影響の程度(事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実施についての実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- (3) 実施についての費用・負担の程度
- (4) 本学の事務・事業規模
- (5) 本学の財政・財務状況

また合理的配慮は、本学の事業・教育の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、合格基準・単位認定・成績評価基準・卒業要件等の事業・教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものとなります。

## 9. 紛争の防止および解決について

障害を理由とする差別に関する紛争の防止および解決については、「学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、学校法人創価大学キャンパス・ハラスメント防止対策室が措置を講じます。

本学の障害学生支援に対する障害のある学生および入学志願者からの不服の申立ては、キャンパス・ハラスメント相談員が受け付けます。

また、障害のある学生および入学志願者が相談できる学外の窓口として、文部科学省高等教育学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差別に関する条例を制定する地方公共団体、障害者差別解消支援地域協議会等があります。

## 10. キャンパスのバリアフリー化

本学では、キャンパスのバリアフリー化を推進しております。建物施設については、手すり、スロープ、多目的トイレ、エレベーターを設置するとともに、車椅子利用の学生のために、各建物の入口に自動ドアを設置し、事務室の窓口にはローカウンターを設置しております。さらに、教室には障害者用の机や機材を配置し、障害者用駐車スペースの確保や学生寮の障害者用居室の設置など、障害学生が安心して学生生活を過ごせるようにキャンパスの環境を整備してきました。

※キャンパスのバリアフリー化は順次実施しており、一部、完了していない環境もあります。

## 11. 障害の社会モデルについて

2006年に国連で「障害者権利条約」が採択されました。この条約は、障害は病気や事故から生じる個人の問題とする「医学モデル」の考え方から、障害は主に社会の側が作り出しているという「社会モデル」の考え方が反映されています。また、障害の「社会モデル」は、「障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という考え方でもあります。すべての人がこの考えを理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要となります。

## 12. 障害についての理解促進の取り組み

本学の教職員は、障害のある学生および受験生のアドボケイト(ともに権利を主張してくれる存在)としての役割を意識した上で、教育・研究・学生生活および入試において、公平・公正な視点からの対応が求められます。

本学は教職員への研修等を通じて、障害学生支援についての専門的な知識を深め、障害についての理解促進に努めます。

## 13. 障害についての理解促進のための法令・資料等

障害についての理解促進のためには、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「合理的配慮ハンドブック(日本学生支援機構)」等の法令や資料を学ぶ必要があります。

本ガイドラインは、これらの法令・資料等に基づき、定められております。